

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 クォーレ
広島西支店
広島安佐南支店

訪問介護事業所クォーレ広島西支店、及び訪問介護事業所クォーレ広島安佐南支店（以下、「事業所」という。）における身体拘束適正化のための指針を、次の通りに定める。

1 身体拘束適正化に関する考え方

(1) 基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思に関わらず、その人の身体的、物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為である。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(2) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

(3) 緊急・やむを得ず拘束を行なう場合の基準について

緊急・やむを得ず身体拘束を行なう場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、またその場合であっても、身体拘束を行なう判断は、組織的かつ慎重に行なう。

① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行なう以外に事態を収拾する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急・やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない。

(4) 身体的拘束に該当する具体的行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることが出来ない居室等に隔離する。

(5) 日常的支援における留意事項

身体的拘束を行なう必要性を生じさせない為、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保するため、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行なわない。
- ⑤ 万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化検討委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と、拘束に準ずる行為を行なっていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように務める。

2 身体的拘束適正化のための組織体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置・運営

当事業所において、身体拘束適正化を目指すための、取組等の確認・改善を検討する為、身体拘束適正化検討委員会を設置する。

なお、この身体拘束適正化検討委員会は、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。

3 身体拘束発生対応・報告に関する基本指針

(1) 対応

当事業所においては、平素から身体拘束を検討する必要がある利用者はいないが、何らかの原因で3要件に該当する事案が発生した場合、以下の手順を踏まえて行なうこととする。

身体拘束適正化検討委員会にて協議を行なうが、緊急を要する事態で、委員会の開催が間に合わない場合には、委員会委員である管理者等の判断によって身体拘束を行なうか検討するが、可能な限り本人に落ち着いていただき、身体拘束を避ける努力をする。

やむを得ず身体拘束を行なった場合には、次の項目について、具体的に本人及び家族等に説明し、書面で確認を取る。

(2) 報告

緊急時、やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況や、利用者の日々の態様（時間や状況毎の動作や様子等）を記録し、身体拘束適正化検討委員会で、拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行なう。

4 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、身体拘束廃止と、人権を尊重した利用者への対応を徹底し、職員教育を実施する。

- (1) 定期的（1年に1回以上）教育・研修の実施（行政機関による研修も含む）
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止の為の研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

なお、身体拘束適正化のための研修は、虐待防止研修と一体化して行なうことができる。

5 指針の閲覧

本指針は、求めに応じいつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。